

島根県 医学生地域医療 奨学金の手引き

鳥取大学医学部医学科島根県地域枠入学者用

令和元年7月（訂正版）

（平成30年度以降に貸与決定された方用）

島根県健康福祉部医療政策課医師確保対策室

TEL 0852-22-6684

目 次

〔Ⅰ〕	奨学金の概要	3
	1 制度の目的	
	2 対象	
	3 貸与額及び貸与期間	
〔Ⅱ〕	返還の免除	5
	1 免除要件	
	2 従事期間の計算	
	3 返還猶予期間の特例要件	
〔Ⅲ〕	返 還	7
	1 返還事由	
	2 返還の特例	
〔Ⅳ〕	貸与決定後の手続き	8
	1 貸与の決定	
	2 奨学金の交付	
	3 貸与2年目以降の手続き	
	4 借用証書の提出	
〔Ⅴ〕	卒業後の手続き	9
	1 返還免除までの期間に必要な手続き	
	2 返還の免除申請	
	3 その他届け出が必要な事柄	
〔Ⅵ〕	サポート体制	1 1
	1 大学在学中のサポート	
	2 大学卒業後のサポート	
〔Ⅶ〕	個人情報の取扱い	1 3

■よくある質問

■様式集

〔 I 〕 奨学金の概要

1 制度の目的

島根県では離島や中山間地域のみならず、市部の中核病院においても医師不足が深刻化しています。

そこで医学生地域医療奨学金は、将来、島根県内の医療機関に勤務しようとする方に対し、奨学金を貸与することにより、県内の医師の確保及び充実を図ることを目的としています。

2 対象

将来、県内の指定医療機関(※1)及び特定地域医療機関(※2)で、一定期間医師の業務に従事する意志のある次に掲げる方を対象とします。

- (1) 鳥取大学医学部医学科島根県地域枠入学者
(奨学金の貸与を受けることが出願要件)

指定医療機関※1

- | |
|--|
| <p>① 県内の次の者が開設する病院又は診療所</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県、市町村、地方公共団体が組織する組合（地方自治法第284条第1項の組合）、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、厚生農業協同組合連合会 <p>② 臨床研修指定病院（医師法第16条の2第1項の規定に基づく厚生労働大臣の指定を受けた病院）</p> <p>③ へき地医療拠点病院（へき地保健医療対策実施要綱に基づき知事の指定を受けた病院）</p> <p>④ 指定病院（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定により知事の指定を受けた病院）</p> <p>⑤ 指定発達支援医療機関（児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する厚生労働大臣が指定する医療機関）</p> <p>⑥ 医療型障害児入所施設（児童福祉法第42条第2号に規定する施設）を併設する施設</p> <p>⑦ その他知事が認める病院又は診療所</p> |
|--|

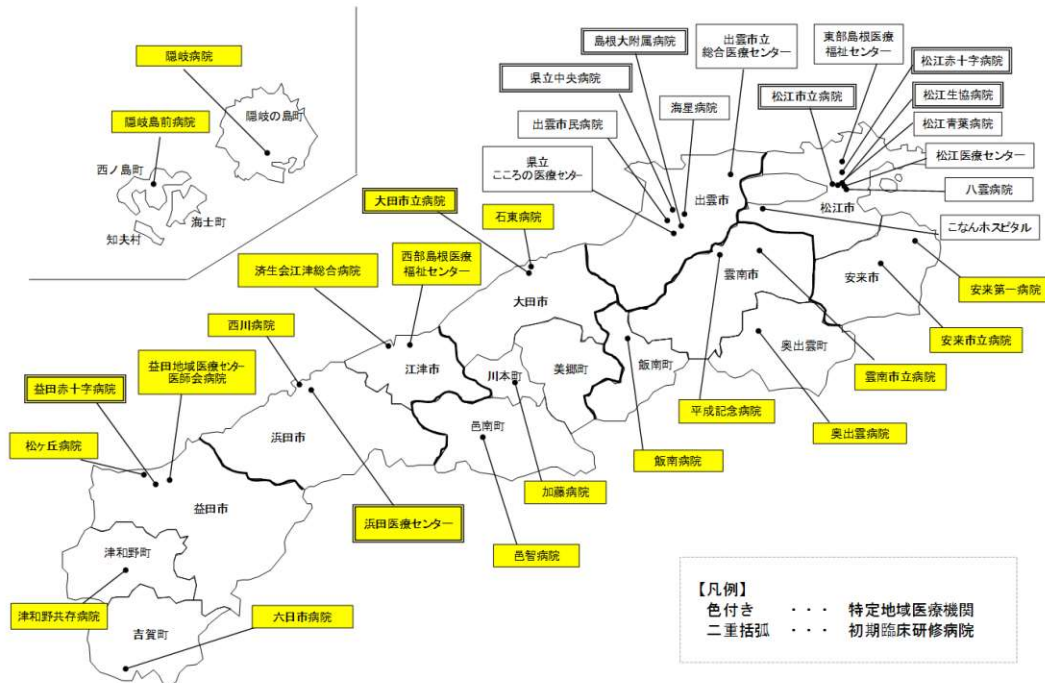
特定地域医療機関※2

上記の指定医療機関のうち、松江市（旧美保関町を除く。）、出雲市（旧多伎町、旧佐田町を除く。）に所在しないもの
--

主な指定医療機関及び特定地域医療機関 (H31年4月)

圏域	指定医療機関	特定地域医療機関	初期臨床研修病院	圏域	指定医療機関	特定地域医療機関	初期臨床研修病院	
松江	松江市立病院		○	大田	大田市立病院	○	○	
	松江保健生活協同組合総合病院 松江生協病院		○		医療法人恵和会 石東病院	○		
	日本赤十字社 松江赤十字病院		○		社会医療法人仁寿会 加藤病院	○		
	独立行政法人国立病院機構 松江医療センター				邑智郡公立病院組合 公立邑智病院	○		
	医療法人青葉会 松江青葉病院			浜田	独立行政法人国立病院機構 浜田医療センター	○	○	
	社会福祉法人島根整枝学園 東部島根医療福祉センター				社会医療法人清和会 西川病院	○		
	医療法人仁風会 八雲病院				社会福祉法人島根整枝学園 西部島根医療福祉センター	○		
	医療法人同仁会 こなんホスピタル				社会福祉法人恩賜財団済生会 島根県済生会江津総合病院	○		
	雲南	安来市立病院	○		益田	日本赤十字社 益田赤十字病院	○	○
		社会医療法人昌林会 安来第一病院	○			公益社団法人益田市医師会立 益田地域医療センター医師会病院	○	
雲南市立病院		○		社会医療法人正光会 松ヶ丘病院		○		
医療法人陶朋会 平成記念病院		○		津和野共存病院		○		
奥出雲町立 奥出雲病院		○		隠岐	社会医療法人石州会 六日市病院	○		
飯南町立 飯南病院	○		隠岐広域連合立 隠岐病院		○			
出雲	出雲医療生活協同組合 出雲市民病院			隠岐広域連合立 隠岐島前病院	○			
	島根県立中央病院		○					
	国立大学法人 島根大学医学部附属病院		○					
	出雲市立総合医療センター							
	島根県立こころの医療センター							
医療法人同仁会 海星病院								

※上記のほか、公立診療所(保健所含む)も指定医療機関等に入ります。



3 貸与額及び貸与期間

(1) 貸与額

修学費 100,000円（月額）
入学金相当額 282,000円（入学年のみ）

(2) 貸与期間

大学の課程を修了する月まで貸与します。ただし、正規の修業年限を超えることはできません。

例) 1年次から貸与した場合で1年留年したときは、7年目は貸与しません。

〔Ⅱ〕 返還の免除

1 免除要件

大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から12年を経過する日までの間に、6年間、**指定医療機関**（そのうち3年間は**特定地域医療機関**）で、医師の業務（初期臨床研修以外の研修を受けることを目的とするもの（診療行為を行わないで専ら研修又は研究をすることをいう。）を除く。）に従事した場合、貸与金全額の返還が免除されます。

[具体的には]卒業後12年以内に、**指定医療機関**で3年間、**特定地域医療機関**で3年間の計6年間勤務で、返還を免除。

（初期臨床研修を島根県内の指定医療機関（特定地域医療機関）で実施した場合、勤務年数に含む）

※勤務イメージ図（参考例）

	●●●		…県内勤務	※県内勤務のうち3年間は過疎地域に所在する医療機関で勤務								
年齢	25歳	26歳	27歳	28歳	29歳	30歳	31歳	32歳	33歳	34歳	35歳	36歳
卒後年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
勤務等	初期臨床研修	末研修										

この期間（10年間）の間に、4年間を県内で勤務

2 従事期間の計算

返還の免除に係る従事期間の算定では、指定医療機関及び特定地域医療機関において医師の業務に就いた日の属する月から、指定医療機関及び特定地域医療機関で引き続いて医師の業務に従事しなくなった日の属する月までの、月単位で計算します。

なお、従事期間を算定する場合において、当該期間中に次の各号に掲げる期間があるときは、その開始の日の属する月からその終了の日の属する月までの月数を除きます。※産前産後休暇は従事期間として算定します。

- (1) 休職（業務に起因する休職を除く。）又は停職の期間
- (2) 初期臨床研修以外の研修を受けることを目的として医師の業務に従事（診療行為を行わないで専ら研修又は研究をすることをいう。）する期間

注) 1 義務履行に係る時期や勤務先については、希望と県内医療機関との調整により決まります。

2 連続で勤務しても、期間を区切って勤務しても構いません。義務履行に必要な在職期間の計算は、在職証明書により行います。

3 初期臨床研修期間においては、雇用関係で判断します。

例) 指定医療機関に所属し初期臨床研修を受けている場合で、地域研修を特定地域医療機関で実施した場合、この期間はすべて「指定医療機関」で従事したものとして算定します。

3 返還猶予期間の特例要件

(1) 育児休業等

卒業後の返還猶予期間中に、育児、介護、疾病、負傷等による休業・休職期間がある場合、その期間、返還猶予期間を延長します。

注) 1 毎年¹の在職証明書等の提出に併せて、上記期間があることを確認できる書類を提出してください（在職証明書に追記する形でも可。）

〔Ⅲ〕 返 還

1 返還事由

以下のいずれかに該当した場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月末日までに、貸与を受けた奨学金の全額と、知事が別に定める場合を除き各月の貸与額についてその交付を受けた日から当該事由の生じた日までの日数に応じ年10%の利子を付けた金額との、合計額を一括返還しなければなりません。

- ・ 退学したとき
- ・ 心身の故障のため大学の医学課程、初期臨床研修を修了する見込みがなくなったとき
- ・ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- ・ 奨学金の貸与を受けることを辞退することについて大学に申し出た上で、知事へ届け出たとき
- ・ 大学の医学課程を修了した日から2年以内に医師免許を取得しなかったとき
- ・ 業務上の事由によらない死亡、心身の故障により医師の業務に従事できないとき
- ・ 大学の課程を修了した日の属する月の翌月の初日から起算して12年を経過する日までに、貸付金の返還債務の免除に関する条例(昭和59年島根県条例第12号。)第2条の表医学生地域医療奨学金の項に規定する免除の条件 (P5[Ⅱ]-1 免除要件)を達成できない見込みとなったとき
- ・ その他、奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

2 返還の特例

上記1にかかわらず、知事が特に必要と認めたときなどは、返還の時期及び方法について、特例を受けることができます。

特例を受ける場合、返還は1回払い(支払期限は、返還事由が生じた日から起算して3ヶ月以内)又は年賦、半年賦もしくは月賦の均等返還によるものとなりますが、均等返還の期間は貸与期間を超えることができません。

また、返還期限に遅れた場合には、別途延滞金(年利15%)が必要となります。

返還の免除となる条件に該当しない可能性がある場合は、できるだけ早く担当者にご相談ください！！

〔Ⅳ〕 貸与決定後の手続き

1 貸与の決定

提出された申請書類を審査のうえ貸与の決定を行い、通知します。

2 奨学金の交付

貸与決定後、奨学金を交付します。

毎月10日（金融機関が休業日の場合は、前営業日）に交付しますが、4月分は手続きの都合上、5月分と併せて交付することがあります。

3 貸与2年目以降の手続き

【提出書類】

① 大学長の在学証明書

※4月1日以後の日付のもので、在学する学年が記載されたものを提出してください。

② その他 住所変更など連絡先変更届け（該当者のみ、様式任意）

4 借用証書の提出

貸与期間が満了したときに、借用証書を提出していただきます（収入印紙とともに連帯保証人の印が必要です。）。貸与期間終了時に、借用証書をお送りしますので、指定された提出期限までに提出をお願いします。

〔V〕 卒業後の手続き

1 返還の免除までの期間に必要な手続き

提出いただく様式については、前年度の3月中に送付します。

(1) 卒業したとき

大学を卒業したときは、①～④を4月30日までに提出してください。

① **医学生地域医療奨学金返還猶予申請書**（様式第10号）

② **卒業証書の写し又は卒業証明書**

③ **医師免許証の写し（医師免許取得時）**

※4月30日までに医師免許証の写しの提出が間に合わない場合は、医師免許証が交付され次第、速やかに写しを提出してください。

④ **在職証明書**

→様式は任意です。（様式例参照）

勤務先の様式が良いですが、在職されている医療機関の代表者の印のあるものを提出してください。

(2) 卒業後2年目から返還免除までの期間

返還免除されるまでの期間、毎年度4月30日までに次に掲げる書類を提出してください。

また、勤務場所や住所が変更になった場合には、その都度、提出していただきますようお願いいたします。

① **在職証明書**

② **連絡先の変更等の届け**（様式任意）

※県からの返還猶予決定

(1)の文書を提出いただいた後、猶予決定通知を送付します。

2 返還の免除申請

返還免除に必要な期間の勤務が終了した場合には、次の書類により返還免除の申請をしていただきます。

提出いただく様式は、事前に送付します。

- | |
|--|
| <p>① 医学生地域医療奨学金返還免除申請書（様式第11号）</p> <p>② 在職した指定医療機関の在職証明書</p> |
|--|

※県からの返還免除決定

返還の免除の申請をしていただいた後、返還を免除したことを証する書類を送付します。

3 その他届け出が必要な事柄

貸与期間中及び返還免除に係る業務従事の期間中に、次に掲げる事項に該当した場合には文書による届出をしていただくことになりますので、まずは電話、メール等により担当者まで連絡をしてください。

- | |
|---|
| <p>① 氏名又は住所を変更したとき</p> <p>② 退学し、休学し、停学の処分を受け、又は復学したとき</p> <p>③ 心身の故障のため大学の医学課程又は大学院の課程を修了する見込みがなくなったとき</p> <p>④ 初期臨床研修を修了し、もしくは中止したとき</p> <p>⑤ 大学院の課程を修了し、又はその修業を中止したとき</p> <p>⑥ 年度当初に在職証明書を提出した勤務先を変更したとき</p> <p>⑦ 連帯保証人が氏名、住所又は電話番号を変更したとき</p> <p>⑧ 連帯保証人を変更したとき</p> <p>⑨ 奨学金の貸与を受けることを辞退しようとするとき</p> <p>⑩ この奨学金以外の奨学金（医師として勤務することを条件に返還が免除されるものに限る。）を受け、又はその返還を免除されたとき</p> |
|---|

〔VI〕 サポート体制

1 大学在学中のサポート

(1) 地域医療実習

県では、島根の地域医療に対する理解を深めてもらうため、島根大学と協力して中山間地や離島の医療機関等での地域医療実習を実施しています。毎年度、夏季と春季の2回実施しますので、参加してください。

(2) 島根大学医学部地域医療支援学講座

島根大学医学部地域医療支援学講座は、県の寄附講座として平成22年4月に開設され、地域枠や奨学金の貸与を受けている学生への支援や、地域医療実習等の地域医療に関する様々な取組みを行っています。

地域医療支援学講座が実施する面談や交流会等を積極的に活用してください。

※詳しくはホームページ (<http://www.communityshimane.jp/>) をご覧ください。

2 大学卒業後のサポート

(1) 一般社団法人しまね地域医療支援センター

一般社団法人しまね地域医療支援センターは、若手医師のキャリア形成を支援することを主要な目的として、医療機関、医師会、島根大学、市町村、島根県等が会員となって設立されました。

しまねの医療（出身地域の医療）に貢献する意志を持った島根大学地域枠出身の医師や、一定期間島根県内の医療機関で勤務することが返還免除条件となる奨学金・研修支援資金を受けられた医師が、期待される勤務の中でしっかりとキャリアアップできるキャリアプランの作成を支援し、しまねで安心して研修・勤務できるよう支援します。

【卒前からの支援】

「しまね地域医療支援センターマガジン」等により、県内の医療情報や研修情報などを情報提供

【卒後の個別支援】

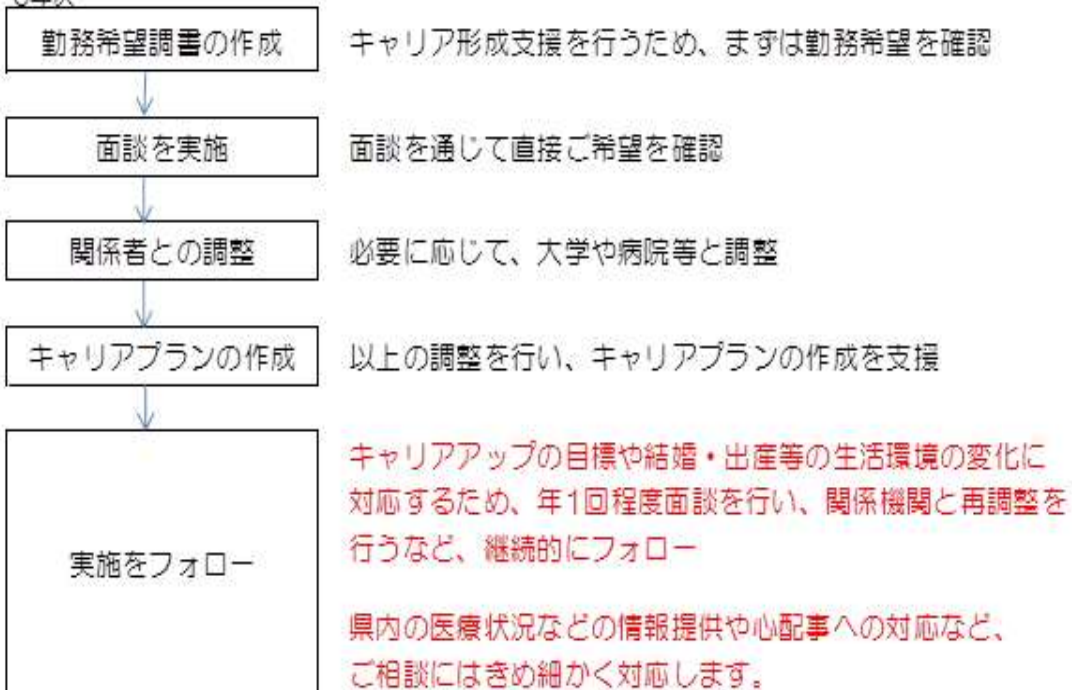
・本人の勤務希望と奨学金返還免除に必要な勤務が両立できるよう、本人との面談や関係医療機関との調整を通じて、個別のキャリアプランの作成を支援

・キャリアアップの目標や結婚・出産等の生活環境の変化に対応するため、年1回程度継続的に面談を行い、きめ細かくフォロー



《キャリア形成支援の流れ》

6年次



〔Ⅶ〕 個人情報の取扱い

本奨学金では、個人情報を以下の目的で使用するために収集しており、それ以外の目的に使用することはありません。

なお、収集した個人情報は、目的の範囲内で、貸与者が在籍する大学、しまね地域医療支援センター等の関係機関へ提供することがあります。

- ①奨学金の受付、審査、貸与決定、交付等に関する事務の実施
- ②奨学金貸与者の現況確認、返還猶予、返還免除、返還等に関する事務の実施
- ③島根県の医師確保対策等行政施策の推進のための資料作成等
(個人が特定できないように処理します。)

■よくある質問

Q 1 貸与の申請をすれば、必ず貸与を受けることができますか。
A 1 鳥取大学島根県地域枠入学者は、申請者全員に貸与することができます。
Q 2 連帯保証人については、何か要件がありますか。
A 2 連帯保証人は、独立の生計を営む者が1名必要です。 申請者の保護者を充てることも可能です。 なお、申請者の配偶者は除きます。
Q 3 貸与期間の「正規の修業年限を超えることはできない」とは、具体的にはどういうことですか。
A 3 1年生から貸与を受けた場合には、6年間貸与を受けることができます。途中で留年し、在学期間が6年を超えても貸与を受けることができるのは6年間です。
Q 4 医師国家試験に不合格になった場合は、どうなりますか。
A 4 大学の医学課程を修了した日から2年以内に医師免許を取得しないときは、返還となります。 具体的には、3回目の受験で合格しない場合に返還となります。
Q 5 指定医療機関に勤務する場合の場所や時期は、どのようにして決まりますか。
A 5 本人の希望と指定医療機関との調整により決まります。 県は、情報提供をすることはあっても強制することはありません。
Q 6 県外病院とのたすきがけプログラム等で、県外の医療機関での初期臨床研修を行った期間は、返還免除となる勤務期間に含まれますか。
A 6 返還免除となる勤務期間に含まれません。 詳しくは、次ページの表を参照ください。

◆返還免除条件と初期臨床研修について

返還免除条件 ※P5の「返還の免除」参照		初期臨床研修			
		島根県内の臨床研修病院、大学のプログラム		県外の臨床研修病院、大学のプログラム	
			※県外病院との たすきがけプログラム		※島根県内の病院との たすきがけプログラム
卒業後12年の間に、島根県内の指定医療機関で6年間勤務。 ※6年間のうち、3年間は過疎地域の指定医療機関に勤務 ※勤務期間に、初期臨床研修期間を含む。	選択	選択可	選択可	選択可	選択可
	義務履行	県内指定医療機関の 在職証明期間を 勤務期間に含む。	県外医療機関の 在職証明期間は 勤務期間に含まない。	右記を除き 勤務期間に 含まない。	県内指定医療機関の 在職証明期間を 勤務期間に含む。

【書類提出先】

〒690-0062 島根県松江市魚町10番地
株式会社山陰合同銀行 地域振興部 島根県受託事務担当
TEL 0852-55-1896
FAX 0852-28-0495
E-mail kenjimu@gogin.co.jp

【問い合わせ先】

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県健康福祉部医療政策課 医師確保対策室
TEL 0852-22-6684
FAX 0852-22-6040
E-mail iryou-ishi@pref.shimane.lg.jp

県ホームページ

[https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryu/ishikakuhotaisaku/
igakuseichiikiiryousyougakukin.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/kenko/iryu/ishikakuhotaisaku/igakuseichiikiiryousyougakukin.html)

